

強い御協力によりまして円滑な市政運営ができましたことを心から感謝申し上げます。

特に、オイルショック以来、ほとんどの地方自治体では、行政推進にあたって停滞を余儀なくされたにもかかわらず、当市は、高度成長期とほぼ同じペースで着々と各施設が整備され、先進市に伍していく力を蓄えつつありますことは、本日御参集の議員各位の御尽力のたまものと、改めて深く感謝を申し上げます。次第でございます。おかげさまで、快適で安全な市民生活のための基本的施策である生活環境の整備は大きな進歩を見ることができました。一例を挙げますと、道路の舗装率は約九一%、又、義務教育施設における校舎の鉄筋化率や学校規模の適応化など、いずれも高水準に整備され、市民一人当たりの公園面積においては三・四平方メートルと都下の市町村の中ではトップクラスの整備率を誇るまでになりました。

又、近代的な市民生活にとって欠くことのできぬ下水道事業も着々と整備されるとともに、これら基礎的な市民福祉対策とあわせ、より豊かに生きることが望む人々の精神的福祉の増進のための市民会館、公民館、地域会館等の

教育文化施設もとみに整備され、近代都市としての風土の醸成のための形態を整えてまいりました。

地方自治体の究極の目標である真の福祉社会とは、基礎的な福祉施策と精神的福祉施策を充実させ、人間にとって最もふさわしい都市環境をつくり、その中に生き生きとした市民が住み、互いに助け合い、文化を創造していくことであります。議員各位並びに市民各位の御指導と御協力により、ようやく福生市政もこの理想郷の灯が見え始める道程をたどりつつあるということができると思われます。

さて、今日の社会情勢を見ますと、長い間、無限の物質的豊かさを追求してきた人類は、資源有限時代という歴史的局面を迎え、新しい人間生活のあり方を模索しなければならぬ時代を迎えておりますが、今後の安定経済成長路線下の地方自治体においても同様の命題が課せられております。そこで、これらの課題に地方自治体としてどう対処していくべきか、新年度を迎えるに当たって、私の所見を若干述べさせていたきたいと思います。

私は、今まで機会あるごとに市政運営における教育の重要性について述べて

まいりましたが、新年度は、完成した市民会館、公民館、地域会館を中心に市民各位が文化教育活動を通じて、一層人格と教養の向上を図り、創造性豊かな人間になることを切に期すものであります。又、このことは単に一個人の問題としてではなく、これからの社会のあり方、さらには日本のあり方としても、きわめて重要であると思っております。と申しますのは、真の福祉社会の実現はすべて、これを支える人間にかかってくるわけであり、今後の低経済成長下、又、資源有限時代にあつては、行政の力のみではますます限界があることが明白であるからであります。

このためには、市民自身も「市が自分のために何をしてくれるかではなくて、市のために自分は何をなすべきか」を考え、自治体という共同社会の中で、個人としての明確な目標を持ち、みずからの責任と使命をかみしめていたいただきたいと思つてあります。言いかえれば、すべての市民が社会連帯への強い関心を呼び起こし、地域ぐるみで福祉社会を築くことがきょうほど強く求められている時はなく、このことが基本とならなければこれからの地方自治体の進路は切り開かれないと考えるものであります。

たとえば、一つの例を挙げますと、最も身近な問題として年々処理費の増大するごみ問題が挙げられますが、この問題を根本的に解決していくには何と言つても、市民自身が自分の問題としてこの問題を受け止め、ごみの排出量を減少させることが根本であります。又、市民の理解と協力により、ごみ減量ができれば、多くの財源が他の部門に投入でき、市民自身にとつてもみずからの福祉の向上に寄与するわけであります。

しかし、現在のような状態が続けば、市民自身がみずからのごみに埋もれることとは火を見るより明らかであり、ここに自治体運営における市民の理解と協力がいかに必要であるかわかりたいだと思います。

又、ともに人間としての幸福を分かち合うための恵まれない方々への福祉対策にしても、従来は、行政と関係者間の受給制度的な色彩が濃くありました。が、この問題は、行政の力のみならず全市民が共同社会の中でみんなの問題として受け止め、助け合いのために行動せずにはいられない市民社会をつくらなければ不変のものとしての社会福祉制度も、景気の後退でしばむ結果になりかねないのであります。

以上、市政運営における市民一人一人の理性と自立の精神に支えられた地域社会の重要性について述べましたが、この問題は今後の社会のあり方としてきわめて大切な問題であると考えるのであります。

次に行政推進の基本姿勢であります。前年度と同様、総力を挙げて事務事業の点検を行い、合理的な行財政運営に取り組んでまいります。又、職員採用についても、従来どおり極力抑制の方針を貫き、弾力的な人事管理により時代の要請にこたえていきたいと思っておりますが、特に職員資質の向上のためには最大限の努力をしております。

なお、横田基地問題については、米軍の韓国撤退も話題となっておりますが、従来の方針どおり対処していくとともに、基地から派生するさまざまな問題については全力を挙げて解決を図っていきたいと考えます。

以上、新年度の市政運営の基本的な考え方について申し上げましたが、次に昭和五十二年度の施策の概要について申し上げます。

予算総額は一般・特別・受託水道事業を合わせますと八十二億三千九百三十三万一千円で前年度に比べ二・四％の低い伸び率ですが、これは一般会計において、

中央幹線排水路工事や武蔵野幹線排水路工事及び市民会館など大規模な建設事業が完成したためであります。

施策の特色としては、生活環境整備事業と併行して、新たに完成した市民会館、公民館、地区会館等を中心とした教育文化施策を進めていくこととなります。

以下、福生市基本構想に基づく三本の柱ごとに特徴的な施策について触れてみます。

一つ、健康で幸せな市民生活を守るために——市民の健康管理体制の強化を図るため保健衛生センターの建設を進めたいと思います。これは本年完成する都の保健所及び福生市医師会との連携を図りながら休日診療、各種診療、予防注射及び市民の健康増進施策を積極的に進め、福祉と健康の結合を図っていくためのものであります。

生活環境整備事業としては、その完成が急がれる下水道事業を前年に引き続き積極的に実施してまいります。西地区汚水管排水路整備事業も実施します。

なお、雨水排水幹線事業は、本町幹線排水路事業を残すのみとなりましたが、この事業が完了いたしますと全国的にも誇れる整備状況となりますので、一日も早く実現できますよう議会の御協力を賜りながら関係機関へ要望していきたいと思っております。

福祉対策の充実としては、新たに寝たきり老人の寝具乾燥を委託し実施していくほか、民間保育所振興補助金、米就園児入学祝金、国民健康保険会計への繰出金の増額を回りました。

防災対策としては、消防車一台購入のほか防火貯水槽の整備を回ります。

二つ、魅力にあふれる住みよい町にするために——加美平区画整理事業は大変おくれて御迷惑をおかけしておりましたが、議員各位並びに関係者の御努力によりまして懸案の道路も着工の見通しがつきましたので、五十二年度内の完成を目指して事業を進めてまいりたいと思っております。

又、東口区画整理事業も、市議会及び関係者の御努力によりまして着実に進行しつつありますが、新年度も一層の御指導と御協力をいただきながら取り組んでいきたいと思っております。なお、福生駅西口再開発問題につきましては、地元関係者の

研究組織も生まれ、活動して、ものほきことに喜び、限りであります。東西連絡路の完成により福生駅東西の一体となった商業活動のあり方が一層問われると思われ、関係者各位の創意と意欲の喚起を切望するものであります。

道路整備としては、新設改良に十分留意いたしました。公園緑地対策としては、増加するスポーツ人口に対応するため、牛浜野球場をナイター設備を伴う本格的な野球場に改修する計画を進めるほか、熊川南田園地区に三カ年計画のソフトボール場を完成させます。

又、失われゆく自然林を保護し、貴重な緑の空間として保存するため、熊川地区の雑木林を引き続き買収いたしました。なお、公園における事故に備え、公園利用者損害保険に加入したいと思っております。

次に、商工対策であります。関係者の強い御要望でありました商工研修所が困難な事業にもかかわらず、議員各位と関係者の御努力によりまして建設を進めることができますことを深く感謝を申し上げます。

三つ、豊かな人間性と文化を育むために——市民会館、公民館、熊川地区会館が完成し、既設のわかざり会館とあわせて中央施設との連携による市民文化

活動の体制が整ってまいりましたので、これらの施設を拠点として教育文化活動を活発に行っていきたいと思いますが、地域の文化活動をより活発化するためには、本町、中央地区に地区会館を建設したいと思ひます。なお、市民会館の開館行事には、広く市民を招待するほか、市民による芸能祭を予定しております。

社会体育施策としては、市民体育館を中心にスポーツの振興を図ってまいりましたが、地域に密着したスポーツ活動を行い、スポーツを通してのコミュニティの醸成を図るために、一部学校体育館の開放によるスポーツの振興を図ってまいりたいと思ひます。なお、市営プールは塗装や循環装置が傷んでまいりましたので改良工事を行いたいと思ひます。又、長い間据え置かれた市民プールの料金は、水道料金との値上げ等により、維持費も増大してまいりましたが、他市との均衡を考慮して適正料金に改定したいと思ひますので、よろしく御理解をいただきます。次第でございします。

学校教育施策としては、五小、二中の防音増築工事、一小、一中のアルミサッシの取替工事を行うほか、増加する児童に封処するため八小用地の候補地を選定していただきます。思ひます。

児童生徒への配慮としては、二小に特殊学級を開設するほか、小、中の卒業生全員に記念品を贈りたいと思ひます。

以上、昭和五十二年度の特徴的施策について触れてみました。新年度は多くの施設が完成し、行政という縦糸とこれらの施設を中心に生まれるであろう市民活動という横糸が互いに交差し、福生市政という美しい絵模様を織りなしていくためのスタートとも言える年であります。

私は、議員各位並びに市民各位の御理解と御協力によりまして、市の中央の高台に偉容を見せる市民会館を仰ぎ見るとき、この建物を中心とする活動が市民の結束を促し、ここを拠点に常に新しきものが創造され、未来永劫に何かが人々の飽くことのない進歩への可能性を追求する場となることを切望するものであります。

終わりに臨み、議員各位並びに市民各位の御理解と御協力をお願いをいたします。して私の所信の発表を終わらせていただきます。

まことに長時間、ありがとうございました。（拍手）

○議長（貫井喜代次君） 以上で市長の施政方針演説は終わりました。

○議長（貫井喜代次君）

日程第四一般質問を行います。

一般質問についてはすでに通告されておりますので、通告の順に従い発言を許します。
十九番大野行夫君。

（十九番 大野行夫君登壇）

○十九番（大野行夫君）

昭和五十二年第一回定例議会に臨むに当たり、貴重な時間をお許しをいただき、会議規則第八十六条に基づき通告順に従い市長並びに各管理者に対して一般質問を行います。

市制施行より七年、市民を中心とした暮らしよい町づくり、だれにも愛される町へと、市長を中心とし各職員の努力が今日の福生市の実現となった姿に対し、日々発展を続けている活気を帯びている町並みは四万七千市民の大きく認めるところであります。「活力ある町づくり」というわが市の基本計画のスローガンを市民環境を中心に下水道工事を初め幾多の建設事業が進められております。

こうした雑多な事務機構の中において、諸書類の課長決裁の遅延が各種に悪影響を及ぼしております。

第一点の質問は、福生市職員の職設置に関する規則第四条吏員の職名は次のとおりとする。一、事務吏員は、課長、所長、課長補佐、係長、主査、主任、主事。二、技術吏員は、課長、所長、課長補佐、係長、主査、主任、主事。等々が定められております。

市は市制施行にさきかけ、必要な機構として設けられたと思いますが、この改定は、昭和四十六年九月、昭和四十八年五月、昭和五十年三月、と数度にわたり改められ今日までまいっておりますが、現在、職制度はどのような機構をもって進められておりますか。ただ、市条例の体面を保つための条例か、それとも、いつかは必要な時期が来るのでそれからと温存しておるのか。現在のように事務の雑多化の時期こそ機構を改革すべきであると思えます。理事者は今後この制度化についてどのような考えを持てられるか、又、改革の考えがあるかどうか、明確な答弁を求めます。

第二点の質問は、中小企業従業員の退職金制度について質問をいたします。
福生市商工会は創立以来、市の指導のもと、各理事、役員 of 精進により、東京都でも優秀な事業団体として数度の表彰を受けておりますが、これらの業績を

積み重ねている母体は各会員の中小企業者としてのたゆまぬ努力がその母体であると思ひます。近く、中心的な指揮所とも言ふべき商工研修所も建設される運びになり、一層の商工業への発展が期待されることとなりました。

しかしながら、現今の経済状態はおのおのの業種ともどもに不安定な営業状態であり、月々倒産の数は相当数に上っております。

大きな企業による進出は、福生駅西口商店街の再開発としてのトータルプランにまで広がり、それに、働く従業員もともに不安な勤めとなり、永年勤続としての永住者も数少なくなつてきております。こうした状態を感知しての商工会における退職金制度——東京都商工会連合会の組織する特定退職金共済制度の活用は時を得た事業であると思ひます。しかしながら、この制度の内容を見ますと、事業主の負担が多く、又、そこに働く従業員も多大の負担となっております。

市は、たえず中小企業者の育成は商工会を通じて行つていく。商工会をよく指導してまいります。とたびあるごとに答弁をしております。私はその問題につきまして、福生市の繁栄は中小企業者のたゆまぬ努力の貢献により町の経済を今日のものにしたこととを声を大にして訴へてまいりました。市当局は各種団体に多大の

補助金を出しております。もちろん商工会自体にも補助金はいたしておりますが、従業員の定着を図るためには福祉を充実させることにあると思ひます。

市は、商工会の取り扱っております東京都商工会連合会の特定退職金制度に對し、市としての補助を行うが、又新たに商工会を指導し、商工会と事業主と従業員との三者による退職金共済制度を設け、市もその資金の一部を持てこの制度を発足させる考えがあるかどうか、明確に今後の従業員のあり方についてもあわせて答弁を願うものでございます。

第三点の質問は、憲法第二十六条による「すべての国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。」とあります。「その能力に応じて」、この一節が非常に大事であると思ひます。

昨今の教育は、小学校、中学校を問わず業者テスト一本であると思ひます。毎年十二月になりますと高校入学の準備のために、父兄は、子供以上に頭を痛めていることと思ひます。子供の能力に応じて、時としては他県にまで足を伸ばし入学手続を行う姿を多々見受けております。

この問題については、文部省、都教育委員会等も教育のあり方について新しい方

針に切りかえらるべく検討をされているやに聞き及んでおります。詰め込み教育を批判、人間性を豊かにし、おのずから判断する力を養う、そして科目の統廃合を進める等、教育審議会のまとのが発表になっております。そして問題になっておりますのが業者テストの件でございます。

昨年九月、文部省は全国各都道府県教育委員会に対して、「学校における業者テストの取り扱いについて」と題し、諸君正道初等中等教育局長名の通達として、「安易に業者テストに依存することがあってはならない」と、これは昨年八月文部省が全国都道府県でくまなく実施されているなど、予想以上に深刻な状態が明るみに出たための異例の通達であると思います。猛烈な浸透ぶりを示している業者テストが自肅の方向に動き出すかどうか注目されております。

この通達は三点よりなっております。その一点は、「学習の評価は学校の指導計画に基づき、教師おのずからが行うべきもので、進路指導もこの評価と教師が行う観察、調査、相談で生徒の能力、適性などを的確に掌握して行うべきであり、安易に業者テストに依存することがあってはならない。」と述べております。第二点は、「業者テストを正規の授業時間中行うことを規制するのがわらうで、授業中の業者

テスト実施は、学校があらわりの作成する指導計画に基づく教育活動に支障を来す恐れがあり望ましくない。」としております。第三点は、「このような業者テストの広がりから、教師が金品などの報酬を得て業者テストの費用の徴収に携わるなどの行為は社会の疑念を招く恐れがあるので自肅すること。」と、教師が業者からのリベートや謝礼金をもらうことを戒めております。

業者テストを実施していない県は一県もなく約六割の都道府県で授業時間中に業者テストを実施しております。中学三年生の場合を見ましても、年間六回ないし十回も業者テストに参加していることが現状であると述べられております。業者が偏差値をけじめ出す都道府県が約七割もあり、各中学校がこれを進路指導に利用しているのであると言われております。特に、文部省は地域により実情もかなり違うので各県ごとに教育委員会、学校側、PTA、関係者がよく話し合い、地域の実情に応じて適切な処置を講じてほしいと強い要望を發表しております。

このように業者テストが大きな問題となっておりますとき、市教育委員会において今後どのような指導をなされるか、又、業者テストの活用されている現状について、明確に答弁を願います。

第四点の質問は、市道路管理についての市のこれからの態度について伺いたいします。

わが市においては条例にその明細を定めておりますが、最近の第三者が行う市道占用の状況は非常に粗悪であると思ひます。

福生市道路占用規則は第一条より第二十三条までになっておりますが、特に、電電公社の行っておりますケーブル埋設工事等においては、市がどのような条件を付して許可を与えておりますか、その現状はなほだ粗悪のものでございます。第四条に、「道路の占用の許可を受けた者は、許可によつて道路に設けた物件又は施設の維持修繕を励行し、その破損、汚損等によつて美観又は交通その他道路管理上支障を来さないように注意しなければならぬ。」又第五条は、「占用者は、特に市長の許可を受けた場合のほか、道路の占用区域を他人に使用させることはできない。」等々、詳細にわたり明記されておりますが、市が現在発注して行つております市直接工事とあわせて管理全般について明確なる答弁を求め、私の一般質問といたします。

○議長(貫井喜代次君) これより十時五十五分まで休憩いたします。

午前十時四十五分 休憩

午前十時五十八分 開議

○議長(貫井喜代次君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(市長 石川常太郎君登壇)

○市長(石川常太郎君) お答え申し上げます。

最初の問題は、役所の制度の問題でございますが、現在、規則どりの機構で組織をされておりました、運営をしてゐるわけでございまして、いまのところ職制のうち課長補佐がいなゝわけでございます。したがいまして現在が規則どりの機構であるといふことでございまして、将来において今後この制度を改革する考えはあるかどうかといふことでございしまするけれども、ごく最近のうちにはその考えはございませんけれども、将来の展望といたしまして、部制を当然引くようになると思ひまするけれども、部制でも引くようになるときにはこの改革があるわけでございます。そのような含みも持ちまして現在各課とも非常に事務が繁雑になりまして外部との渉外の

事務が非常に多うございます。又、市民会館の開館という問題がございますし、三つ目には、先ほども申しました部制へのひとつの準備というふうなことも考えまして、現在の組織中ございません課長補佐は近々任命をいたしたいと考えております。しかし、課長補佐の任命は職制の改革ではないわけでございます。その時期はいつごろかということになるわけでございますが、大体現在のところ六月にどうかというふうに思案中でございます。

くどいようですが、いま一度申し上げますと、現在市の機構は規則とおりの機構であるということでございます。それから、部制をしくまでは恐らく機構の改革はいたさなくても済むだろうということでございます。

次に、商工会の問題でございますが、聞くところによりますと、商工会におかれましては特定退職金共済制度、すなわち東京都の商工会連合会が主催しております共済制度でございますが、ただいまこれの検討中でございます。福生市商工会独自でこの共済制度を持つかどうかというふうな、研究中だそうでございます。研究が済みましたらなるべく近いうちに市の方へも何らか御相談があるのではないかと、いうふうに考えております。で、これを退職金の一部として市の方で

補助を出したかどうかということ。それから二点目といたしましては、三者による新しい制度を市が主催して設けたらどうかという二点と存じますけれども、これは商工会御自身の問題でございますし、確かに福生市の繁栄策につきましては商工会のお力は非常に多い、すなわち商店のお力が非常に多いということでございますけれども、商店の従業員以外の市民の方々も、ひとつバランスの問題がございますので相当研究を要する問題と思います。したがって現在商工会におかれまして福生市商工会自身の単独の共済制度を御研究中であるということでございますので、三者による市が指導しての新しい制度というものは、現在商工会のお考えの共済制度の御研究の結果を待つということだろうと思ひます。補助金につきましては非常に他の市民とのバランスの問題もありますので、これについては十分に商工会とお話し合ひをいたしましてから態度を決定させていただきたいと思ひます。御承知のとおりでございます。確かに他の市におきましては幾つかの市において多少の補助をしている所があるようでございますけれども、もし援助をするにいたしまして、先ほど申しましたように他の市民とのバランスの問題もございしますので、商工会が補助をするというふうな形を取りませんと非常にむずかしい問題と思ひます。